



## JR東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に伴う関連道路整備事業に係る自主的環境影響評価審査書を公告します

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、JR東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に伴う関連道路整備事業に係る自主的環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

### 1 事業の名称及び種類

名称：JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に伴う関連道路整備事業  
種類：川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

### 2 事業者

名称：川崎市  
代表者：川崎市長 福田 紀彦  
住所：川崎市川崎区宮本町1番地

### 3 公告日

令和5年10月16日（月）

### 4 事業内容等に関する問合せ先

窓口：川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課  
所在地：川崎市川崎区駅前本町12-1  
電話番号：044-200-3499

### 5 備考

「自主的環境影響評価審査書」とは、市が自主的環境影響評価準備書について環境の保全の見地から審査し、作成したものです。

(写)

JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～  
武蔵小杉駅間）に伴う関連道路整備事業  
に係る自主的環境影響評価審査書

令和5年10月

川 崎 市

はじめに

JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に伴う関連道路整備事業（以下「事業」という。）は、JR 南武線矢向駅から武蔵小杉駅間の約 4.5km における JR 南武線連続立体交差事業に伴い、川崎市（以下「事業者」という。）が、沿線地域の都市計画道路整備（矢向鹿島田線、大田神奈川線、塚越南加瀬線、区画街路、特殊街路）を行うものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和 5 年 1 月 12 日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した自主的環境影響評価見解書（以下「見解書」という。）の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本自主的環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例第 24 条に準じて、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 目 次

1	事業の概要.....	1
2	審査結果.....	3
	(1) 全般的事項.....	3
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	3
	ア 大気質.....	3
	イ 騒音・振動.....	3
	ウ 景観.....	4
	エ 地域交通（交通安全、交通混雑）.....	4
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	4
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	4

## 1 事業の概要

### (1) 事業者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎区宮本町1番地

### (2) 事業の名称及び種類

名 称：JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に伴う関連道路整備事業

種 類：川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

### (3) 事業を実施する区域

#### ア 矢向鹿島田線

幸区塚越3丁目367番地先～中原区市ノ坪581-1番地先

#### イ 大田神奈川線

中原区上平間171番地先～中原区市ノ坪581-1番地先

#### ウ 塚越南加瀬線

幸区塚越4丁目351番地先～幸区小倉618-2番地先

#### エ 区画街路（都市計画決定予定）

中原区田尻町75番地先～中原区下沼部1753番地先

#### オ 特殊街路（都市計画決定予定）

幸区塚越1丁目131番地先～中原区下沼部1757番地先

(4) 計画の概要

ア 目的

JR 南武線連続立体交差事業と関連した都市計画道路の整備により、南武線沿線地区における渋滞緩和や広域拠点・地域生活拠点としての機能性向上に寄与するもの。

イ 道路計画

項 目		矢向鹿島田線	大田神奈川線	塚越南加瀬線	区画街路
計画 区間	起点	幸区塚越 3 丁目 367 番地先 (横浜市境)	幸区塚越 4 丁目 351 番地先 (塚越踏切)	中原区田尻町 75 番地先 (平間駅周辺)	中原区上平間 171 番地先 (上平間交差点)
	終点	中原区市ノ坪 581-1 番地先 (平間駅周辺)	幸区小倉 618 -2 番地先 (小倉こ線橋)	中原区下沼部 1753 番地先 (向河原駅周辺)	中原区市ノ坪 581-1 番地先 (御幸こ線橋)
延 長		約 2,810 m	約 550 m	約 430 m	約 1,520 m
道路区分		第 4 種 2 級	第 4 種 2 級	第 4 種 2 級	第 4 種 4 級
設計速度		50 km/h	40 km/h	40 km/h	30 km/h
計画幅員		12~17 m	16~20 m	12~17 m	6 m
車 線 数		2 車線	2 車線	2 車線	1 車線

項 目		特殊街路
計画 区間	起点	幸区塚越 1 丁目 131 番地先
	終点	中原区下沼部 1757 番地先
延 長		約 3,450 m
道路規格		自転車・歩行者 専用
計画幅員		5 m

## 2 審査結果

### (1) 全般的事項

本事業は都市計画道路を整備するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

### (2) 環境影響評価項目に関する事項

#### ア 大気質

計画区間及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### イ 騒音・振動

##### (ア) 騒音

供用時の自動車の走行に伴う道路交通騒音について、排水性舗装の採用や、一部の地点においては遮音壁の設置により、環境保全目標を満足すると予測しているが、事業の実施に当たっては、供用開始年度における将来交通量を考慮した上で、適切な対策を講ずること。

計画区間及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過している地点があることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

##### (イ) 振動

計画区間及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## ウ 景観

道路構造物の形状、色彩等については、川崎市景観計画における景観形成方針・景観形成基準ならびに公共空間景観形成ガイドラインの内容も踏まえるとともに、市関係部署と十分協議の上、決定すること。

## エ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画区間及び工事用車両ルートが学校、保育所、住宅等に近接していること、計画区間及び工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていること、歩車分離がされていない区間があることから、交通安全対策を最優先するとともに、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

工事の実施にあたっては、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図ること。

## 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和5年	1月12日	自主的環境影響評価実施申出書の受理及び準備書の受領
	1月20日	準備書公告、縦覧開始
	3月6日	準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 4名、5通
	8月4日	見解書の受領
	8月16日	見解書公告、縦覧開始
	8月30日	見解書縦覧終了
	10月16日	審査書公告、事業者宛て送付